

第九十七号議案

江戸川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

例 江戸川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第三条中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる」を「法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員及び法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（説明）

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制が導入されるため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。